

令和2年5月29日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

「新型コロナウイルス感染症に対応した妊産婦に係る医療提供体制・ 妊婦に係る新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備について」の周知依頼

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課等より周知依頼がありました。妊産婦については、新型コロナウイルス感染症に対して、強い不安を抱えている場合があり、今後、新型コロナウイルス感染症の症状がない妊婦であっても、かかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望される場合には、新型コロナウイルス感染症の検査を実施することが考えられます。

妊産婦における新型コロナウイルス感染症に関する検査・医療提供体制の整備等についてまとめた**（資料）**が発出されましたので、下記に概要を記します。会員の先生方にご案内頂きまして、地域での母子保健事業等を担う市区町村との連携し検討を進めて頂きますよう、よろしく願いいたします。

<妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の検査体制整備について>

- ・検査場所については、妊婦専用のブース、帰国者・接触者外来もしくは時間帯を設置し、希望する妊婦からの問い合わせに情報提供を行ってください。
- ・検査の実施に当たり、下記について事前に丁寧な説明を行ってください。
 - ① 検査は任意であり、精度に限界があります。妊婦の状態によっては検査よりも処置や治療が優先される可能性があります。
 - ② 陽性となった場合には、原則入院で、医師の判断により分娩場所や分娩方法が変更になったり、分娩後に一定期間母子分離等となったりする可能性があります。

<その他>

- ・本人が希望する場合の分娩前検査費用補助や陽性妊産婦等に対する相談支援を実施するための財政支援が令和2年度第2次補正予算に盛り込まれていますので、予算が成立しましたら市区町村と連携して活用をご確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の検査が陽性であった場合、適切な感染予防策を講じて当該妊婦の診察を行った医師等については濃厚接触者に該当しません。

（資料） 新型コロナウイルス感染症に対応した妊産婦に係る医療提供体制・妊婦に係る新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備について

（令和2年5月27日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課等事務連絡）